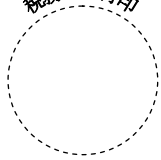


税務署受付印



財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書

（東日本大震災によって被害を受けたことにより勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の払出し等を受けたものである場合  
（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律附則第3条第1項）

平成____年____月____日	請求者	住所 (居所)	〒 _____ (電話番号)
_____税務署長殿		ふりがな 氏名	_____ 印
請求金額  _____円 下記の徴収された所得税額 を書いてください。		還付を受けようとする銀行等又は郵便局	(受取には便利な銀行等振込をできるだけご利用ください。)
			イ 銀行等 銀行 _____ 本店・本所 金庫・組合 _____ 農協・漁協 _____ 支店・支所 預金 預金口座番号 _____ ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 _____ ハ 郵便局等窓口 _____ 郵便局

勤務先	所在地	
	名称	
受入機関の 営業所等	所在地	
	名称	
貯蓄の種類	・財産形成住宅貯蓄 ・財産形成年金貯蓄 (いずれかを○印で囲んでください。)	
徴収された所得税額等	・所得税額 _____円 ・徴収の年月日(平成 ____年 ____月 ____日)	
東日本大震災によって被害を受けたことにより財産形成住宅(年金)貯蓄の払出し等を受けたことについての事情		
その他参考となるべき事項		
添付書類の名称		

◎ 以下の欄には記載しないでください。

※ 税務署 処理欄	起案	・ ・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	通信日付印	確認印	
	決裁	・ ・									
	処理	・ ・							年 月 日		
	施行	・ ・	(摘要)								
	管理 回付										

## 還付請求に当たっての注意事項

- 1 この還付請求書を提出して源泉徴収税額の還付が受けられるのは、平成23年3月11日から平成23年4月26日までの間に、東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたものであることにより財産形成住宅（年金）貯蓄を払い出したり、又は解約した場合で、その払出しや解約に係る利子、収益の分配又は差益について所得税法第181条の規定により徴収された所得税額がある場合です。
- 2 この還付請求書は、財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄の別に作成し、平成24年3月10日までにあなたの住所地の所轄税務署に提出してください。
  - (1) り災証明書や被災証明書など、東日本大震災によって被害を受けたことが判る書類、震災の時点において震災により被害を受けた地域に住所地があったことが確認できる住民票の写し、運転免許証や健康保険証の写しなどを添付してください。
  - (2) 財産形成住宅（年金）貯蓄の払出し又は解約に係る利子、収益の分配又は差益について徴収された所得税の額及びその徴収の年月日がわかる利息計算書などを添付してください。

(注) これらの書類を紛失したことなどの理由により添付できないときは、「その他参考となるべき事項」欄にその理由を記載してください。
- 3 この還付請求書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「勤務先」欄には、財産形成住宅（年金）貯蓄申込書を金融機関等に提出する際に経由した勤務先の所在地及び名称を記入してください。
  - (2) 「受入機関の営業所等」欄には、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所について記入してください。
  - (3) 「東日本大震災によって被害を受けたことにより財産形成住宅（年金）貯蓄の払出し等を受けることについての事情」欄には、「震災により〇〇に被害を受け資金が必要となったため」など、東日本大震災によって被害を受けたことにより払出し等を受けたことの事情を簡単に記載してください。
- 4 地方税の還付を受けるためには、受入機関の営業所等所在地の都道府県知事に対して、別途、還付請求を行う必要があります。